

記入例(表)

⑦ 予期せず令和5年1月から10月までに家計が急変し、収入が減少した場合、本給付金の対象となりません。

⑧ 申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記載した者全員の状況を記載してください。

記載例1(収入で申請)

⑨ 扶養する人数(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載します。

⑩ 下表から、⑨の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を、⑪の欄に記載してください。

⑫ ⑥の額が⑦の額以下であれば支給対象となります。

(裏面は記入不要)

⑬ ⑥の額が⑦の額より高い場合は、収入で要件を満たしません。1年間の所得による判定もできますので、申請する場合は、裏面⑬で、1年間の所得による申請をしてください。

(裏面を記入)
→【記載例2(所得で申請)】へ

別紙

簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変世帯分】

1 下記に該当する場合は、チェック(○)してください。

☒ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税(所得割)非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)

「予期せず家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

2 申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記載した者全員について記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数	令和5年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少があった年月	任意の1か月の収入⑤	年間収入見込額⑥	非課税(所得割)相当所償限度額⑦
ギノワン ○○	1	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年8月	収入合計額 A+B+C=[D] 110,000円	1,320,000円	1,703,000円
ギノワン △△	0	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年8月	収入合計額 A+B+C=[D] 0円	0円	0円
ギノワン □□	1	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年10月	収入合計額 A+B+C=[D] 140,000円	1,680,000円	1,378,000円
		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年	収入合計額 A+B+C=[D] 円	円	円
		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年	収入合計額 A+B+C=[D] 円	円	円

(記入上の注意)

① 左欄の者が扶養する者の数には、同居・別居にかかわらず、扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)

② 令和5年度住民税課税状況欄には、該当する項目にチェック印してください。

③ 障害者控除等の適用欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック印してください。

④ 収入の減少があった年月欄には、住民税(所得割)非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年10月までの任意の1か月の月を記入してください。

⑤ 任意の1か月の収入欄には、④に記入した月の収入を記入してください。各区分ごとに下表に記載の書類の写しを提出してください。

[A] 給与収入	給与収入がある場合にご記入ください。 給与明細書などの収入額が分かる書類の写し(コピー)をご提出ください。
[B] 事業収入又は不動産収入	事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 帳簿などの収入額が分かる書類の写し(コピー)をご提出ください。
[C] 年金収入	公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類の写し(コピー)をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦ 「非課税(所得割)相当収入限度額」欄には、⑨欄の人数に応じて、下表から該当する非課税(所得割)相当収入限度額を記入してください。

※下表の「扶養親族の人数」とは、「同一生計配偶者(所得額48万円以下の者)」及び「扶養親族(16歳未満の者を含む)」の合計人数です。

(単位:万円)

扶養親族の人数	非課税(所得割)相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者や扶養親族1名を扶養している場合	170.3万円
配偶者や扶養親族計2名を扶養している場合	221.5万円
配偶者や扶養親族計3名を扶養している場合	271.5万円
配偶者や扶養親族計4名を扶養している場合	321.5万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合※	204.3万円

※障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合、「年間収入見込額」が、204.3万円を超える場合は、本表上記の「扶養親族の人数」に応じた「非課税相当収入限度額」を適用します。

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

記入例(裏)

記載例2(所得で申請)

⑦所得により申請する世帯員のみ記入してください。

⑦表面⑥欄の年間収入見込額を転記してください。

⑧収入に対応する控除額を、⑨控除欄に記入してください。

⑩年間所得見込額を計算し、⑪欄に記入してください。

年間所得見込額=⑥収入額-⑧給与所得控除額+⑨事業収入等の経費+⑩公的年金控除

⑫下表から、扶養人数に対応する区分の非課税相当所得限度額を⑫欄に記入してください。

⑪の額が⑫の額以下であれば支給対象となります。

※⑪の額が⑫の額より高い場合は、所得要件を満たさないため、支給対象なりません。

③ 年間所得により申請する世帯員について記入してください。(収入により申請する世帯員は記入不要です)

年間所得により申請する場合

氏名	年間収入見込額 (フリガナ)	控除			年間所得見込額 (フリガナ)	非課税相当所得限度額
		給与所得控除額 (フリガナ)	事業収入等の経費 (フリガナ)	公的年金等控除 (フリガナ)		
ギノワン □□ 宜野湾 □□	1,680,000	900,000	0	780,000	1,120,000	
2						
3						
4						
5						

記載例2(所得で申請)

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- 表面【A】の給与収入が 162.5万円以下 → 55万円
- 表面【A】の給与収入が 162.5万円超180万円以下 → 給与収入×40%-10万円
- 表面【A】の給与収入が 180万円超360万円以下 → 給与収入×30%+8万円
- 表面【A】の給与収入が 360万円超660万円以下 → 給与収入×20%+44万円

⑨「事業収入等の経費」欄には、以下の金額をご記入ください。

- 事業収入または不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ※帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

(65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額

- 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
- 60万円超130万円未満 → 60万円
- 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
- 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

(65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額

- 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
- 110万円超330万円未満 → 110万円
- 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
- 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額=⑥年間収入見込額-⑧給与所得控除額+⑨事業収入等の経費+⑩公的年金等控除

⑫「非課税所得限度額」には、⑪欄の人数に応じて、下表から該当する非課税(所得割)相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、⑪欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養親族の人数」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」及び「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養親族の人数	非課税(所得割)相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	45.0万円
配偶者や扶養親族1名を扶養している場合	112.0万円
配偶者や扶養親族計2名を扶養している場合	147.0万円
配偶者や扶養親族計3名を扶養している場合	182.0万円
配偶者や扶養親族計4名を扶養している場合	217.0万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合※	135.0万円

※障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合、「年間所得見込額」が、135.0万円を超える場合は、本表上記の「扶養親族の人数」に応じた「非課税相当所得限度額」を適用します。